

千葉県学校給食給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食物アレルギー等により学校給食の一部又は全部の提供を止むを得ず受けることができない児童又は生徒に係る学校給食費負担者の子育てに要する費用の負担を軽減するため、学校給食給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(給付の要件)

第2条 給付金の交付を受けることができる学校給食費負担者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

(1) 本市の設置する学校（高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部を除く。）に在籍する児童又は生徒（以下「児童又は生徒」という。）が、アからウのいずれかに該当すると学校長が認める場合又はエに該当する場合

ア 食物アレルギー等により、学校給食の提供を受けられず、完全弁当対応を行っている。

イ 食物アレルギー等により、学校給食の牛乳のみ提供を受けている。

ウ 牛乳アレルギー等により、学校給食の牛乳のみ提供を受けることができない。

エ その他市長が特に必要と認める場合

(2) 前号に掲げる児童又は生徒の学校給食費負担者（以下「学校給食費負担者」という。）が、アからオまでのいずれかの制度の適用を受けている場合

ア 生活保護法第13条の規定に基づく教育扶助

イ 学校教育法第19条の規定に基づく就学援助

ウ 特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の規定及び千葉県特別支援教育就学奨励費に関する要綱第3条の規定に基づく支弁

エ 千葉県学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

第8条第1項第2号の規定による学校給食費の減額又は免除

オ その他国又は地方公共団体の施策のうち市長の認めるもの

(給付額)

第3条 給付額は、児童又は生徒が在籍する学校の給食実施日に属する出席日において、当該校で提供する完全給食の学校給食費の額から、当該児童又は生徒に係る完全給食以外の給食の区分に応じた学校給食費を減じた額の累積額とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ定めたとおり給付額の算定を行うものとする。

(1) 学校事由により完全給食を提供できない期間においては、提供される完全給食以外の学校給食の学校給食費の額から、当該児童又は生徒に係る完全給食以外の給食の区分に応じた学校給食費を減じた額の累積額を給付額とする。

(2) 前条第2号に掲げる制度による学校給食費の扶助等について、支給限度額または支給率が定められている場合は、これらの規定に準じた給付額の算定を行うものとする。

（給付の申請）

第4条 給付を受けようとする学校給食費負担者（以下「申請者」という。）は、学校給食給付金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（給付の申請または届出の期限）

第5条 申請者は、前条に規定する給付の申請（以下「申請」という。）を、別に定める期限までに行うものとする。

（給付の決定）

第6条 市長は、申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定して学校給食給付金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者へ通知する。

（給付を受けることができる期間）

第7条 前条の決定を受けた申請者が給付金の交付を受けることができる期間は、第5条に定める期限までに申請があった場合に、給付の要件を満たすこととなった日又は期限に応じた給付の始期のいずれか遅い日から給付の要件を満たさなくなった日の前日又は当該年度の3月末のいずれか早い日までとする。

（給付額の決定及び給付の方法）

第8条 市長は、前条に定める期間における児童又は生徒の学校給食費の実績を確定した後、第3条に定める交付すべき給付金の金額を決定し、学校給食給付金交付確定通知書（様式第3号）により、申請者へ速やかに通知する。

2 市長は、児童又は生徒に紐づけられた、現に本市に登録されている学校給食費等振替口座または学校給食給付金交付申請書（様式第1号）により届出られた口座への振り込みの方法により、速やかに給付金を交付するものとする。

（給付の決定取り消し）

第9条 市長は、第6条の決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）第2条各項各号の要件に該当しなくなったとき。

（2）虚偽その他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付を取り消すときは、申請者へ学校給食給付金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により給付金の交付の決定を取り消した場合において、既に給付金を交付しているときは、当該給付金の返還を求めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。